

被災建物の **公費解体** **自費解体の費用償還** について



かほく市防災環境対策課
TEL:076-283-7124

公費解体制度とは

- ◆ 令和6年能登半島地震により被害を受けた家屋等を、所有者の申請に基づいて、**市が所有者に代わって解体・撤去する**制度です。
- ◆ 解体・撤去に関する**所有者の費用負担はありません**。



公費解体制度とは

【公費解体の趣旨】

- ◆ 地震により「もう住めなくなった」又は「使用できなくなった」家屋等を「**災害廃棄物**」として解体・撤去することで、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図ることを目的とします。



自費解体の費用償還制度とは

- ◆ 令和6年能登半島地震により被害を受けた家屋等について、**解体業者に依頼して解体・撤去を行った方に、かかった費用を返還する**制度です（申請者は工事を依頼した方になります）。
- ◆ 償還金額は、市の基準で算定しますので、**全額の償還とならない場合があります**。
- ◆ （注意）**令和6年4月30日までに解体業者と解体工事の契約をしたもの**が対象となります。

公費解体の対象要件

◆ り災証明書又は被災証明書で「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」の認定を受けていること。

➤ り災証明書・・・住宅の被災状況を証明

➤ 被災証明書・・・住宅ではない建物の
被災状況を証明

※り災証明書や被災証明書を取っていない方は
先に税務課で証明書の申請をお願いします。

公費解体の対象家屋等

◆ 住宅・空き家・車庫・倉庫・中小企業者の事務所等

※住宅以外の建物も公費解体の対象となります。

※敷地内に住宅と倉庫がある場合などは、それぞれの建物で被災証明書、被災証明書の申請をお願いします。

公費解体の**対象とならないもの**

◆ 建物の一部を解体

※ただし、増築した場合などで、構造上別棟であると判断できる場合は、その棟だけを解体することも可能です。

◆ ブロック塀・よう壁・庭木・庭石・カーポート等

※ただし、建物の解体工事を行う際に支障がある場合は、一緒に撤去することがあります。

公費解体の**対象とならないもの**

◆ 建物内の家財道具等

※家財道具等は、原則として公費解体前に建物所有者で運び出していただきます。

※災害で使えなくなったもの(災害廃棄物)は、クリーンセンターでの処理費を減免します。

※公費解体をする方に限って、災害で使えなくなった家電4品目(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機)を市で引き取ります。

公費解体の**対象とならないもの**

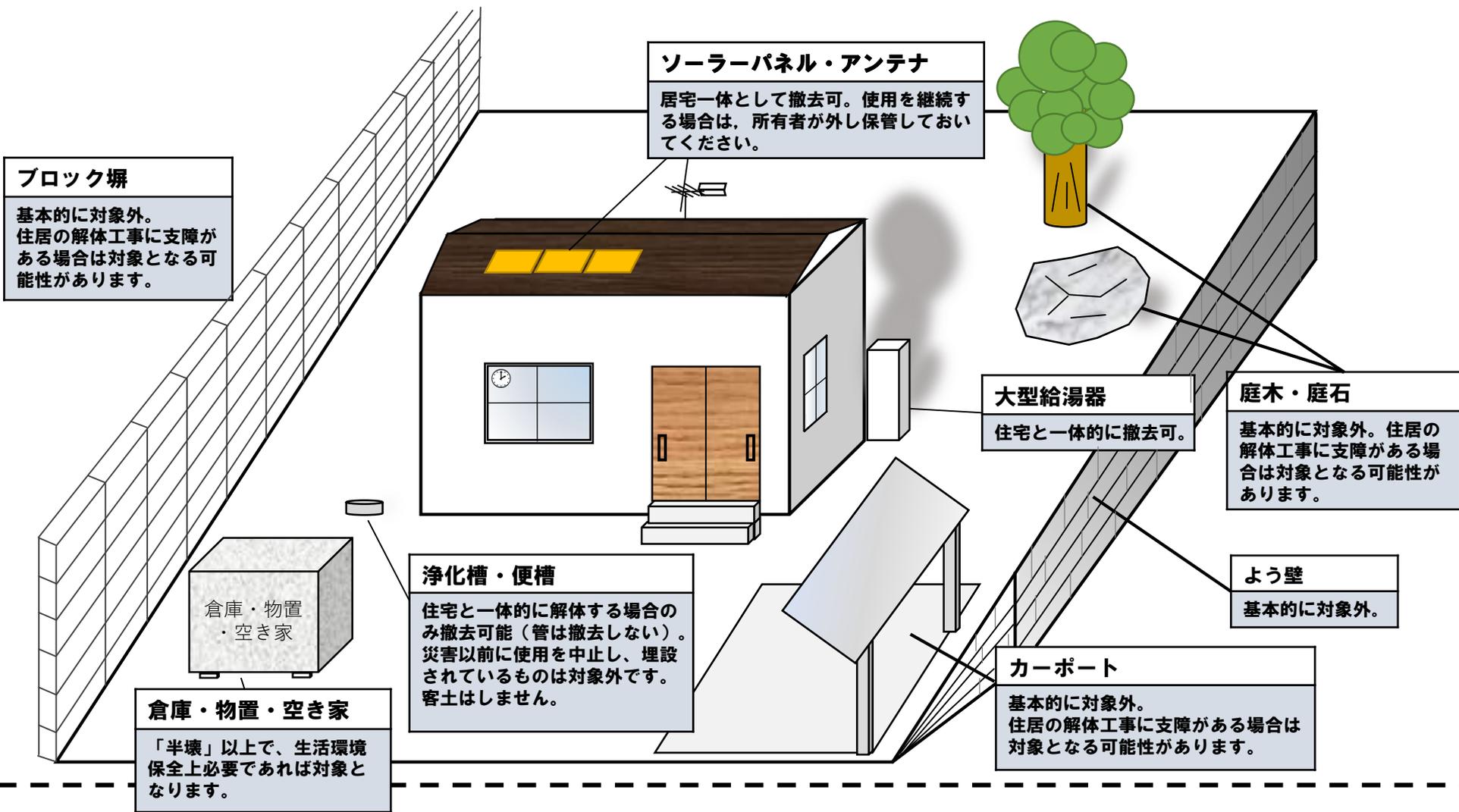
◆ 解体後の整地

※建物を解体した後の整地は最低限となります（客土は行いません）。

◆ 応急修理制度を使って修理した住宅

※り災証明発行前に、緊急の修理制度を活用して当面の対応をとった場合（ブルーシートはりなど）であれば公費解体の対象となります。

公費解体の対象・対象外のイメージ



公費解体 流れ

- ① 市役所で解体・撤去の申請
(受付期間:4月1日～12月27日)
- ② 現地立会で解体範囲等詳細を決定
- ③ 解体工事実施

※解体が終わった後の**滅失登記(建物がなくなつた際にする登記)**は、**市と法務局との間で行います**ので、建物所有者にしていいただく必要はありません。

自費解体の費用償還 流れ

- ① 建物所有者で業者に依頼し、工事実施
- ② 市役所で費用償還の申請
(受付期間:4月1日～12月27日)
- ③ 市委託業者による現地照合・計測等
- ④ 解体費算定
- ⑤ 市から建物所有者へ支払い

※滅失登記がまだの場合は、市と法務局の間で行います。

自費解体をする場合の**注意事項**

- ◆ (再掲)償還金額は、市の基準で算定しますので、**全額の償還とならない場合があります**。
- ◆ 公費解体の対象外の工事を行っても、費用償還の対象とはなりません。
- ◆ 費用償還の申請に当たって、以下の書類が必要になりますので保管しておいてください。

【必要書類】

「記録写真(工事前・工事中・工事後)」、「見積書」、「契約書」、「領収書」、「マニフェスト(廃材処分伝票)」

今後のスケジュール

- ◆ 3月5日(火)～ 仮申込受付・個別相談
- ◆ 4月1日(月)～ **本申請受付開始**
- ◆ 4月中旬～ 解体工事開始

※4月1日からの**本申請受付は予約制**となります。3月5日から行っている仮申込受付・個別相談時に、本申請の予約をしていただくことができます。

※お電話での本申請予約は下記までお願いします。

【予約先】 かほく市防災環境対策課 TEL:076-283-7124

今後のスケジュール(留意点)

- ※解体する建物はかなりの数になると見込まれるため、全ての建物の解体が完了するまで2年程度かかる恐れがあります。
- ※解体は、基本的に申請受付順に行いますので、早めの解体を希望される場合は、早めの申請をお勧めします。
- ※申請に当たって、仮申込・個別相談は必須ではありませんが、個別相談を受けていただくことでスムーズに本申請をしていただけます。公費解体申請に当たって懸念事項がある方はぜひ事前にご相談ください。

その他補足事項

- ◆ (再掲)家財道具等は、原則として公費解体前に建物所有者で運び出していただきます。

※災害廃棄物の運搬など、ボランティアの方にお手伝いしていただくことができます。

かほく市災害ボランティアセンター

受付時間 9:00～16:00(土・日・祝日除く)

連絡先 080-3535-4635、080-7490-6013

その他補足事項

- ◆ (再掲)公費解体をする方に限って、災害で使えなくなった**家電4品目(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機)**も市で引き取ります。

※3月5日(火)からの仮申込受付で申し込みをされた方に「**仮申請証明書**」を発行いたします。家電4品目を車に積んで市役所へ来ていただき、防災環境対策課で証明書をご提示いただければ、引き取ります。

※4月1日(月)以降は、公費解体申請受付後、「**解体・撤去決定通知書**」を発行いたしますので、こちらをご提示ください。